

水質池公園整備事業 事業実施方針 質疑回答

① 番号	② 質問タイトル	③ 資料名	④ ページ数	⑤ 行数	⑥ 項目	⑦ 質問	回答
1	堤体の範囲について	事業実施方針	2	13	第1_5_(1)	「堤体を活かした施設整備」について、堤体を残す範囲はどこまでかご教授ください。	民間活用エリアと堤体端部との高さ取り合い範囲等を改修範囲とし、出来るだけ堤体を残すことを考えています。（「市民から親しまれている公園の特色ある景観（ツツジ・サクラ等）の維持」を整備方針として位置づけています）
2	府営八田荘住宅の建替え計画について	事業実施方針	3	10	第1_6_地域の課題及び事業の取組方針	府営八田荘住宅の建替え計画の詳細内容をご開示ください。	大阪府営八田荘住宅 まちづくり基本構想（平成25年3月 大阪府・堺市）を開示いたします。
3	交通量調査	事業実施方針	3	21	周辺道路の渋滞等の対策	周辺道路の渋滞等の対策とありますが、周辺主要交差点等の交通量調査等の資料はありますか。	周辺交差点の交通量調査を実施しており、募集資料公表時の開示を予定しています。
4	既存緑地について	事業実施方針	3	21	第1_6_(1)_景観の保全と創出	既存の公園緑地（低木・高木）については一旦全て撤去となりますか？ また一部を移設することになりますか？ 移設の考えをご教授ください。	既存の樹木については、健全な状態のものに配慮し、高木についても移植を検討することし、生育不良木、あるいは著しく樹形が乱れている樹木等、保全・移植に適さない植栽については、植え替えを行うこととします。考え方については要求水準で示します。
5	負担金の考え方について	事業実施方針	6	5	第1_6_(4)_負担金	市からの負担金は、施工前に請負契約を締結しお支払い頂くということよろしいでしょうか？ 具体的な支払い時期、スキームをご教授ください。	特定公園施設の造成及び整備費については、譲渡契約により完成後に本市が対価を支払い取得することになります。また、定期借地部分の民間活用エリアの造成、歩道復旧、市有地部分の道路整備費用等の市の工事費負担分については、負担金協定を締結し事業年度ごと完成検査後に支払います。
6	民間活用エリアの土地の貸付期間	事業実施方針	6	6	第1_7	貸付期間が20～30年となっていますが、貸付期間終了後に貸付期間を延長する協議は可能でしょうか。	貸付期間の延長はできません。20～30年でご提案いただいた貸付期間により事業用定期借地権設定契約を締結することになります。
7	造成の要求水準について	事業実施方針	7	7	第1_8_(2)_① 第1_8_(3)_①	池埋立を含む造成における要求水準（仕様、対策等）は、市から明確に示されると考えてよろしいでしょうか。また、実施設計や工事施工段階の調査により、市が求める要求水準を満たすために、基本設計成果の内容から追加で対応策が必要となった場合は、追加検討及び施工にかかる費用負担は市と考えてよろしいでしょうか。	造成や植生への影響を考慮した土壌改良などについて募集時の要求水準で示します。本市との協議により変更の必要性が認められる場合は本市が負担します。
8	造成について	事業実施方針	7	7	第1_8_(2)_①	公園エリアの造成については、事業者の責任で行う内容となっていますが、池を埋め立てを行う本件事業自体に対する近隣からの指摘や意見等は市が窓口でご対応頂けるという認識でよろしいでしょうか？	リスク分担表（案）に則り、本市が対応すべき事業については本市が窓口となって対応します。
9	都市公園整備事業の費用負担	事業実施方針	7	8	第1_8_(2)_①②	都市公園整備事業の公園エリアの造成工事および特定公園施設の整備【公募対象公園施設（収益施設）を除く】は全額、市の費用負担との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	都市公園整備事業の費用負担	事業実施方針	7	8	第1_8_(2)_②	特定公園施設の整備に利便増進施設（自転車駐輪場、地域における催しに関する情報を提供するための看板、公告塔）も含まれると考えてよろしいでしょうか。	特定公園施設に利便増進施設は含まれません。
11	事業の進め方	事業実施方針	7	8	第1_8_(2)_②	市の費用負担により特定公園施設の整備を行うとありますが、その費用は提案内容次第で変動するということよろしいでしょうか？ またその金額の大小が公募の入札要件になるのでしょうか？	特定公園施設の整備費については、本市が公募設置等指針において提示する上限額の範囲内で民間事業者から提案のあった金額が基本となります。上記の提案金額については、民間事業者の提案内容を審査する際の審査項目の一つとする予定です。
12	都市公園整備事業の費用負担	事業実施方針	7	8	第1_8_(2)_①②	市の負担する工事費の支払において、前払い、中間払いの有無をご教示いただけますでしょうか。	No.5の回答をご参照下さい。
13	構成員の範囲について	事業実施方針	7	12	第1_8_(3)	市有地活用事業における民間施設の設計・建設企業は本事業の民間企業グループとして名を連ねる必要はありますか。	民間活用エリアについては、不動産の開発業務を行う者は民間企業グループに含まれている必要がありますが、その他の企業は必須ではありません。
14	土地造成について	事業実施方針	7	13	第1_8_(3)_①	売却の場合、売却可能部分の造成費は事業者負担とあります。売却可能部分から土をスキ取らないと売却可能エリア東側の通路が整備できないこと、また売却可能部分の土をスキ取らないと池を埋め立てるのに土量不足することから、事業者が負担する造成費用というのは、売却可能部分の土をスキ取った後の時点からと考えてよろしいですか。	事業者自らが現状から市の要求水準に基づき造成を行っていただきます。なお、土地の評価において対象地と接面道路の約3mの高低差の造成工事費を考慮しています。
15	民間企業グループについて	事業実施方針	7		第1_8	本事業の応募にあたり、一つの事業者が複数の民間企業グループに名を連ねることは可能でしょうか。	事業応募者の構成員は、他の事業応募者（代表企業又は代表企業以外の構成員である場合を含む。）として重複して参加することはできません。
16	民間企業グループについて	事業実施方針	7		第1_8	事業予定者が民間企業グループの場合、構成員の一部追加・変更は可能でしょうか。	代表企業の変更は認められません。構成員については、当該企業の経営破綻等の事業継続が不可能となる等、やむを得ない事由を除き（この場合においても本市との協議による）、基本的には認められません。
17	エントランス位置について	事業実施方針	9	9	第2_2_(2)_①エントランス計画	図中の各エントランスの位置は参考であり、詳細な位置は事業者が自由に提案可能と理解して良いのでしょうか。	深井駅を利用する歩行者動線を重視しメインエントランスを西側に配置すること、周辺地域からの徒歩での来園者を考慮したエントランスを北・東・南側に求めます。その詳細の位置については事業者の提案の範囲です。
18	プロムナード	事業実施方針	9	12	特定公園施設及び、民間施設共有の整備に	プロムナードは民間活用エリア内にあります。当該部分の賃借料は発生するのでしょうか	プロムナードについても貸付料が生じます。
19	公園施設の整備について	事業実施方針	10	1	第2_2_(3)	公園施設の整備に関する条件について、各広場の面積複合・遊具広場・駐車場・シェアサイクル・トイレ等最低限の面積・個数・台数は募集要項で提示はされますでしょうか。事業者の任意の提案になるのでしょうか。	要求水準書を基本とし、その他は提案の範囲とします。
20	公園施設の面積や仕様等の条件について	事業実施方針	10	2	第2_2_(3)公園施設の整備に関する条件	①～⑩の施設について、面積や仕様等の制限は特にないのでしょうか。それとも、今後開示されるのでしょうか。	公募資料等で提示します。
21	芝生広場について	事業実施方針	10	3	第2_2_(3)_①	管理面を考えて、芝部分の一部を人工芝とすることは可能でしょうか。	要求水準書を基本とし、その他は提案の範囲とします。
22	ツツジ・サクラ並木について	事業実施方針	10	10	ツツジ・サクラ並木散策路	民間活用エリアでは一部取壊し・伐採が生じるとはありますが、このことについて地域住民の理解は得られているとらえてよろしいでしょうか。	事業方針についての地域への説明は本市が引き続き行います。
23	都市公園整備事業の費用負担	事業実施方針	10	15	第2_2_(3)_⑦	シェアサイクルポート（利便増進施設）整備は事業者の責任及び市の費用負担と考えて宜しいでしょうか。	要求水準書で示すサイクルポート設置場所の提案を求めます。堺市シェアサイクル事業の運営主体がシェアサイクルポートのラックを設置するため、事業者は工事調整等、設置に協力してください。
24	公園施設の整備について	事業実施方針	10	24	施設配置例	売却可能エリアに民間施設を建設する場合、敷地境界上に直接行き来できないようなセキュリティラインを設定することを想定していますが、ポイントによっては（売却可能エリア⇔通路、売却可能エリア⇔民間活用エリア）出入口を設けてもよろしいですか。	民間事業者からの提案の範囲とします。
25	プロムナードの位置	事業実施方針	10		公園施設の整備に関する条件	商業施設設計の為に、プロムナードの位置を若干南北いずれかの方向にずらすのは可能でしょうか	プロムナードの具体的な線形・幅員やデザイン等については事業者が提案するものとなりますが、募集時の要求水準において示す最低幅員を確保したうえで施設全体のメインエントランスとしてふさわしい景観とし、駅からの動線上で公園が望める施設計画を求めます。

① 番号	② 質問タイトル	③ 資料名	④ ページ数	⑤ 行数	⑥ 項目	⑦ 質問	回答
26	メインエントランスと市道の交差点	事業実施方針	10		公園施設の整備に関する条件	メインエントランスからプロムナードへの安全な誘導の為、信号設置の考えはあるのでしょうか	安全な誘導面から必要となる交通施設については、今後、関係機関との具体的な調整等を行うことを想定しています。
27	プロムナードについて	事業実施方針	11	6	第2_2_(4)_③	プロムナードの位置変更は可能でしょうか？また最低通路幅や仕様については募集用で提示はされますでしょうか。	No.25の回答をご参照下さい。
28	プロムナードについて	事業実施方針	11	6	第2_2_(4)_③	プロムナード上に車両が通行する配置計画とすることは可能でしょうか？	プロムナードは、深井駅方面からの民間活用エリアや公園エリアへに至る、歩行利用者の安全な誘導を意図しています。
29	民間施設の整備及び管理に関する条件	事業実施方針	11	7	民間施設の整備及び管理に関する条件	交通計画で、車をスムーズに施設の駐車場に誘導する為に、例えば、右左折レーンを新設する為に本件堺市所有の敷地をセットバックして道路整備し、道路管理者とは道路使用貸借契約を締結し契約満了後、現状回復して土地を堺市に返還するのは検討可能でしょうか	事業者から提案いただく具体的な内容により協議となります。
30	民間施設の整備及び管理に関する条件	事業実施方針	11	8	民間施設の整備及び管理に関する条件	隣接する東深井小学校への本事業の説明などは行っておられますでしょうか	事業方針についての説明は本市が、民間活用ゾーンの建築計画については事業者が各々主体となり、市と協力して行っていただきます。
31	民間施設の整備及び管理に関する条件	事業実施方針	11	8	民間施設の整備及び管理に関する条件	商業施設への動線計画を策定するにあたり、隣接する東深井小学校の指定通学路を開示いただけますでしょうか	指定通学路は公表しておりませんので、周辺で開発行為等を検討される場合は、教育委員会事務局学務課で個別対応しております。
32	評価について	事業実施方針	11	11	第2_3_(2)	民間活用エリアについて、全域借地で借りる場合と一部売買で購入する場合とでは、どちらも最低価格で提示した場合、評価点に優劣がつけられるのでしょうか？	価格審査方法については公募資料等で提示します。
33	土地の貸付料	事業実施方針	11	13	土地の貸付、提案価格に関する条件	貸付料につき、工事中は事業者の収益を望めない為、開店までの工事中地代の減免のお考えはございますか	工事中の地代の減免はできません。
34	売却可能地について	事業実施方針	11	15	第2_3_(2)	売却可能地とされている面積0.8haについて、売却可能エリア東側、南側からの通路（東深井小学校の西側、面積0.06ha）の幅員も含め敷地形状は確定していますか。	募集時に丈量図をお示しします。小学校との高低差を擁壁等で処理する部分については敷地の幅員は4.5m、そこから擦りつけを行い市道深井77号線と接する部分の幅員は3.5mとなります。
35	通路部分の扱いについて	事業実施方針	11	18	第2_3_(2)	通路部分は建築基準法上は非道路扱いとし売却可能エリアとの取り合いは隣地境界線で宜しいでしょうか。	通路は公園への円滑な動線であり非道路扱いとなり、通路西側境界が隣地境界となります。
36	売却可能エリアの一部売却について	事業実施方針	11		第2_3	売却可能エリア(約0.8ha)全体ではなく、一部のみを購入することは可能でしょうか。	売却可能エリアの一部購入は認められません。
37	土地の造成について	事業実施方針	12	4	第3_1_(1)_①	スキ取り工事の際に、南西隣接地所有者との協議が必要と思われませんが、売却の場合においても、堺市が主導して協議、対応に当たられる認識でよろしいですか。	事業全体に対しての対応は本市が主分担、市有地活用事業での施設の建設自体に関する対応は事業者が主分担となります。
38	土地の造成について	事業実施方針	12	4	第3_1_(1)_①	南西隣接地の高低差測量は実施されていますか。	ご提示予定の測量図にてご確認ください。
39	土地造成について	事業実施方針	12	9	第3_1_(1)_③	雨水流出抑制施設とは、具体的調整池を設置することが義務付けられますでしょうか？また貯留槽の考え方として商業エリア部分と公園部分を共有のもので考えることはできますか？	募集時の要求水準で公園エリアと民間活用エリアの各々で雨水流出排出抑制施設の設置を求めます。
40	雨水流出抑制施設について	事業実施方針	12	10	第3_1_(1)_③	雨水流出抑制施設を設けることとされておりますが、背後流域の雨水排水は敷地内に流入がないと考えてよいでしょうか。現地詳細確認の結果、流入があった場合の背後流域の処理が必要な場合は、市の費用負担と考えてよろしいでしょうか。	背後流域から対象地内への流入はありません。用水系統のからの流出入はゲートで閉じられています。
41	通路部分の扱いについて	事業実施方針	12			C-C断面図におきまして、東深井小学校と事業区域の境界沿いに逆L型擁壁を設定し高低差処理をすることとしますが、間知擁壁等逆L型擁壁以外としてもよろしいでしょうか。また通路としての有効幅員をご教示願います。	逆L型擁壁を想定していますが、詳細については提案の範囲とします。通路有効幅員は3m以上を確保してください。
42	土地の造成について	事業実施方針	12		第3_1_C-C断面図	売却可能エリア東側、南側からの通路に設置する逆L型擁壁について、売却の場合は、民間所有の土地となる為、逆L型擁壁が地中越境物となってしまうが、越境とならないような施工に変更することは可能ですか。	擁壁については市有地の通路敷地部分で設置し、小学校や民間活用エリアへの構造物の越境がないよう計画し提案してください。
43	土地の造成について	事業実施方針	12		第3_1_C-C断面図	売却可能エリア東側の通路ですが、売却可能エリアよりもレベルが高い計画となっておりますが、通路部分の雨水処理についてどのように考えておられるか、ご教示ください。（各敷地内排水、土地所有者間覚書締結等）	通路は売却可能エリアとレベル差がないような造成計画としています。排水は各敷地内での処理とし、民間活用エリアと通路との境界部に雨水排水側溝等の設置を想定しています。具体的な雨水排水施設は提案の範囲とします。
44	土地の造成について	事業実施方針	12		第3_1_A-A断面図	民間活用エリア内、売却可能エリアと池を埋め立てるエリアとの間に、高低差が0.9mありますが、この高低差の処理を法面で処理しているように受け取れますが、法面による処理位置は民間側にて決定してよろしいですか。	法面による高低差処理を想定していますが、提案の範囲とします。
45	土地の造成について	事業実施方針	12		第3_1_敷地図	鋼矢板撤去について、鋼矢板の図面等、詳細資料があれば開示いただけませんか。	資料は残存しておりません。Ⅲ型鋼矢板、矢板長8m、複列設置を想定し鋼矢板引抜撤去を見込んでいます。
46	公園エリアにおける開発許可の要否	事業実施方針	13	5	第3_2_(1)_①	「事業区域全体での都市計画法にもとづく開発許可を必要とする。」とありますが、都市計画公園決定区域（約4.0ha）である公園エリア以外（民間活用エリア）で開発許可が必要と考えてよろしいでしょうか。もし、事業区域全体で開発許可が必要な場合、その理由をお教えください。	公園エリアも含む事業区域全体が開発許可の対象です。現状は事業区域全体が1の敷地であり、造成が形の変更で該当し、既存の公園を公園と民間活用エリアに区分することが区画の変更で該当するため全体で開発許可を必要とします。
47	維持管理区分について	事業実施方針	13	10	第3_2_(2)_①	公園内維持管理について、大規模修繕は市負担と考えてよろしいでしょうか？その場合大規模修繕とみなす金額はいくら以上とご教授ください。	大規模修繕は本市の負担となります。大規模修繕の対象は経常修繕を超える規模の修繕とし、設置施設全体を更新する必要がある場合などとなります。ただし、選定事業者の提案に基づいて選定事業者が改変を行った部分については、この限りではありません。
48	民間エリアの土地売却の条件について	事業実施方針	13	31	第3_3_(2)	売却可能エリアにおいて分譲住宅事業を提案する場合、その事業者の追加・変更は可能でしょうか。	No.16の回答をご参照下さい。
49	保証金について	事業実施方針	14	4	第3_4_(2)	保証金の金額は具体的にいくらになりますでしょうか？	事業用定期借地権設定契約書（案）において示します。
50	建設、除却期間中の賃料の扱いについて	事業実施方針	14	5	第3_4_事業者が負担するその他費用	建設、除却期間中にも賃付料は発生するのでしょうか。	建設、除却期間中にも賃付料は発生します。

① 番号	② 質問タイトル	③ 資料名	④ ページ数	⑤ 行数	⑥ 項目	⑦ 質問	回答
51	公園使用料について	事業実施方針	14	11	第3_4_公募対象公園施設における公園使用料	公園内に設置する駐車場については、公園使用料が発生しないという認識でよろしいでしょうか？	特定公園施設である駐車場については公園使用料は生じません。
52	公募対象公園施設における公園使用料	事業実施方針	14	16	第3_4	「埋設管の面積も含まれる」とありますが、給排水管などの埋設管を意味しているのでしょうか。またその場合の面積算定方法についてご教示ください。	埋設管を示しています。土地表面に位置する施設等のみではなく、地中に埋設されている専用の埋設物も面積の対象になることを示している文書としてご理解ください。
53	公園使用料の最低額	事業実施方針	14	18	第3_4	「公園施設を管理する場合（売店、レストラン等）」とありますが、これは特定公園施設として整備された公園管理事務所の一部をカフェ等の公募対象公園施設として利用する場合の使用料と考えてよろしいでしょうか。	当該記載事項は、本市が設置・所有する公園施設を売店、レストラン等の民間事業者の収益事業として利用する際の使用料を定めてものです。
54	公園使用料について	事業実施方針	14	19	第3_4	収益施設（カフェ等）を設置する場合は年990円/m ² の単価が該当する認識ですが、本件事業において、「公園施設を管理する場合（売店・レストラン等）年1,700円/m ² 」に該当するケースはございますか？	当該記載事項は、本市が設置・所有する公園施設を売店、レストラン等の民間事業者の収益事業として利用する際の使用料を定めてものです。本事業においては、特定公園施設が本市が設置・所有する施設に該当します。
55	参加資格要件	事業実施方針	15	2	第4_1	参加資格要件の設計・工事監理及び施工実績は過去何年以内という期間の指定はございますでしょうか。	特に指定はありません。
56	参加資格条件について	事業実施方針	15	3	第4_1	応募に際しては記載の8つの業務を行う構成員を全て確定させる必要があるということでしょうか。	ご理解のとおりです。
57	参加資格条件について	事業実施方針	15	6	第4_1_(1)	第4_1_(1)に記載の「建物等の設計・工事監理業務を行う者」とは、都市公園事業における特定公園施設・利便増進施設及び公募対象公園施設の建物等の設計・工事監理業務を行う者で、市有地活用事業における設計企業は含まないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
58	同上	事業実施方針	15	18	第4_1_(3)	上記の質問と同様に、「建物等の建設業務を行う者」とは、都市公園事業における特定公園施設・利便増進施設及び公募対象公園施設の建物等の建設業務を行う者で、市有地活用事業における建設企業は含まないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	参加資格要件	事業実施方針	15	29	第4_1_(4)_③	「提案内容と同用途・同等以上の規模及び高さの建物の施工実績」とありますが、「提案内容と同用途・同等以上の規模の土木（造成）工事施工実績」と読み替えてよろしいでしょうか。	土木等（地区内通路・緑地等の基盤整備、造成など）の建設業務を行う者に関しては、第4_1_(5)に記載のとおりです。
60	参加資格要件	事業実施方針	15	37	第4_1_(8)	「施設の運営・・・」の施設とはカフェ・飲食施設、運動施設などの公募対象公園施設と考えてよろしいでしょうか。	公園エリア及び民間活用エリアにおいて提案される全ての施設が対象となります。
61	参加資格要件	事業実施方針	15	37	第4_1_(8)	不動産賃貸・管理実績とありますが、直接運営・管理する場合、不動産賃貸実績は不要と考えてよろしいでしょうか。	事業期間を通じて提案される施設を賃貸することが無い場合に限り、当該実績は不要とします。
62	公募及び選定スケジュール	事業実施方針	16	1	第4_2	表中、「公募資料等公表5月、提案書締切り9月」とありますが、民間企業グループの参加表明時期をご教示いただけますでしょうか。	公募資料等で提示します。
63	公募及び選定スケジュール	事業実施方針	16	1	第4_2	表中、事業者選定後の時期に「上旬」「中旬」とありますが、「上旬」は1～4月、「中旬」は5月～8月と考えてよろしいでしょうか。	公募資料等で提示します。
64	事業スケジュールについて	事業実施方針	16	2	第4_2_公募及び選定スケジュール	記載されている事業者選定後のスケジュールはどのような位置づけなのでしょう。遵守すべきスケジュールとして理解するべきでしょうか。	ご理解のとおりです。
65	事業予定者選定時期について	事業実施方針	16	6	第4_2	公募及び選定スケジュールについて、事業予定者選定の時期が令和5年10月と記載がありますが、事業者選定が10月に開始されるということでしょうか。それとも事業予定者の決定が10月予定ということでしょうか。	事業予定者の決定を令和5年10月に予定しています。
66	同上	事業実施方針	16	6	第4_2	上記の質問の回答に合わせて、提案書締切りから事業予定者の決定までの予定スケジュールの詳細を教えてくださいませんか。	公募資料等で提示します。
67	スケジュールについて	事業実施方針	16	12	第4_2_民間施設竣工	売却可能エリアにおける民間施設についても、選定スケジュール案に記載の竣工時期を令和9年以内でないといけませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
68	既存建物について	事業実施方針				過去に既存建物が建っていたことはありますか。ある場合、既存建物の杭や基礎等の残置物はありますか。	過去に既存建物が建っていたことはありません。設置資料は残存していませんが躯体施工時に打設された鋼矢板の引抜撤去を見込んでいます。
69	季節風の方向	事業実施方針				公園と商業施設が一体のイメージの為、東側の公園に空間ができます。本物件のエリアで気をつけるべき風の影響等ありますか	市では民間施設の建物規模が不明のため想定していません。事業者においてご検討ください。
70	深井駅東側の再開発	事業実施方針				深井駅東側の更なる発展の為に、再開発事業の計画などはありますか	再開発事業の計画はありません。
71	本事業用地の座標値について	添付資料				本事業の各エリアの範囲も含めた、座標値がわかる平面図を開示して頂けますでしょうか。	公表している測量平面図をご活用ください。測量成果については募集時に閲覧開示します。
72	住民問題リスクについて	別紙1 リスク分担	1	18	住民問題リスク	公募に沿った形で行った提案内容が、住民反対等により阻害される、あるいは計画変更を余儀なくされる事態になった場合の住民対応は堺市が行う認識でよろしいですか。また、それが原因でスケジュールが遅延した場合、事業者が負うペナルティ等はございますでしょうか？	住民対応については「住民問題リスク」に記載の分担に則り対応することを基本とします。工事遅延に伴う違約金等の取り扱いについては、公募資料等で提示します。
73	計画リスクについて	別紙1 リスク分担	2	2	市の提示条件、指示の不備・変更によるもの	「市の提示、指示の不備」のなかに現段階では知らない地底の状態は含まれると解してよろしいでしょうか？	市が事前に公表した資料に明示されていないリスクは本市が負担するリスクとなります。
74	埋設物リスクについて	別紙1 リスク分担	2	6	用地リスク	売却可能エリアを購入後、造成工事中に地中から埋設物（コンクリートガラ等、産業廃棄物に該当するもの）が発見された場合、リスク分担の取扱いはどのようになりますか。	市が事前に公表した資料に明示されていないリスクは本市が負担するリスクとなります。
75	土壌汚染リスクについて	別紙1 リスク分担	2	6	用地リスク	売却可能エリアを購入する場合、造成工事や新築工事に際し、3000m ² 以上の土地の形質変更を伴うため、工事着手の30日以上前までに、土壌汚染対策法4条1項及び大阪府生活環境の保全等に関する条例81条5の届出が必要になりますが、これらの届出の際に、堺市から土壌調査の命令が出る可能性は基本的にはないものと理解してよろしいでしょうか？	市が事前に行った机上調査による土地の利用履歴等調査結果報告では土壌調査の指示なく受理されています。
76	土砂について	別紙1 リスク分担	2	6	用地リスク	過去の土地利用を調べると、現在の水質池公園も過去には池であったことが確認できます。その池を埋め立てた際の土砂（土壌）について、出所は把握されていますか？把握されている場合は、その出所をご教授ください。	土砂の出所は不明です。堺市が整地工事を行っています。
77	土砂について	別紙1 リスク分担	2	6	用地リスク	過去に埋め立てた際の土砂（土壌）について、埋立時などに実施された土壌の分析結果はありますか？ある場合はその分析結果をご教授ください。	工事成果品等は保存年月が過ぎており、記録はありません。
78	工事費増大リスクについて	別紙1 リスク分担	2	14	建設段階_工事リスク_工事費増大リスク	所謂物価変動リスクも事業者のリスク分担になるのでしょうか。	ご理解のとおりです。

① 番号	② 質問タイトル	③ 資料名	④ ページ数	⑤ 行数	⑥ 項目	⑦ 質問	回答
79	工事費物価変動リスク	別紙1 リスク分担	2		工事リスク	リスク分担表に、急激な物価変動リスクの記載がございませんが、公募資料等公表時に明記されるとの理解でよろしいでしょうか。要望となりますが、物価スライドによる基準日を公告日として頂くことをご検討ください。	No.78の回答をご参照下さい。
80	土砂について	別紙1 リスク分担	3	6	用地リスク	過去に埋め立てた際の土砂（土壌）について、土壌汚染リスクの懸念があるような情報があればご教授ください。	堺市が整地工事を行っています但し工事成果品等は保存年月が過ぎており、記録はありません。
81	評価について					定性評価、定量評価の割合については、公募時に詳細が提示されますでしょうか？また現時点で概ね決まっているのであれば、目安をご教授頂くことはできますでしょうか？	公募資料等で提示します。
82	収益施設誘致について					公園内に収益施設として運動施設・飲食施設以外の物販施設を設置しても良いでしょうか？また、可の場合、建物面積の上限はございますか？	公募対象公園施設として、第2 2（3）㊸以外の更なる提案を妨げるものではありません。 特例施設（休養・運動・教養施設及び公募対象公園施設）の建ぺい率の上限は10%となります。
83	埋蔵文化財について					計画地の近くに埋蔵文化財の包蔵地があります。本計画地において、試掘調査の必要有無等、現時点でわかっていることがあればご教示ください。	事業対象地は埋蔵文化財宝蔵地ではありません。試掘調査の必要はありません。
84	都市計画法53条について					都市計画法53条の許可は必要とされますか。必要な場合、手続き内容についてご教示ください。	必要としません。
85	排水関係施設について					不要（撤去）となる排水関係施設の図面がありましたら開示いただけませんでしょうか	市が保有する公園の既設排水資料については募集時に閲覧により開示予定です。
86	住民要求について					現時点において、周辺住民や市民からの要請事項、要求事項等について、事業者にて解決を図る事項はございますか。	現時点で具体的な事項はありません。